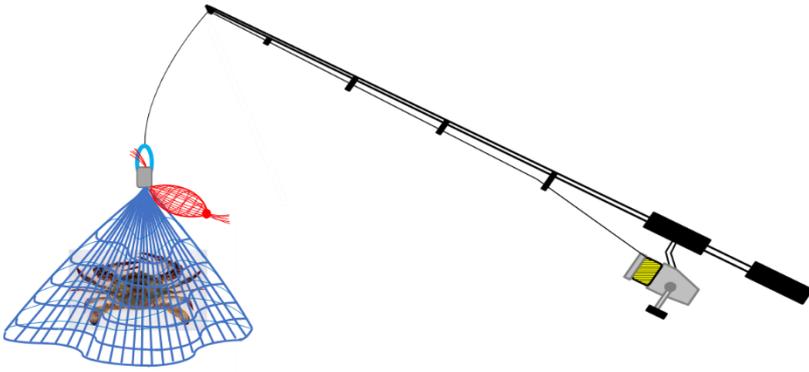


遊漁者の「カニ網」使用禁止【注意】

1 カニ網とは？

一般的なカニ網の図



<漁法>

餌で誘因し、網でカニを絡めて採捕する漁法

2 遊漁者のカニ網の使用について

- 山口県漁業調整規則第44条第1項で規定している、遊漁者が使用できる漁具漁法の中に、カニ網は含まれていないため、使用することはできません。
- 「さお釣り及び手釣り」とは、『釣糸と釣針によって構成される漁具を人が操作して行う漁法であって、船舶の動力を使用するトローリングを除くもの。』であり、釣針が存在しない『カニ網』は『釣り』の範疇には含まれません。

- 資源保護の観点から、甲幅13cm以下のガザミの採捕は禁止されています。(同規則36条)
- カニ網はカニのサイズを選ばず、効率的に採捕してしまう漁具で、かつ、採捕されたカニは網が複雑に絡まるため、小型のカニ保護の観点からも問題があります。
- 漁業者は、ガザミ種苗の放流や放卵親ガニの再放流等を行い、資源管理を行っています。
- 以上の背景もあり、遊漁者の皆様のカニ網使用禁止へのご理解をよろしくお願いいたします。

※次頁にガザミの測り方を掲載していますので、ご参考ください。



第9歯（甲羅の左右に突出した刺）は折れていることもあるため、甲幅は第8歯で測ります。